

教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、大学の教育理念（目的）、大学（学部）及び学科ごとに定められた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学生の学修並びに教職員の教育研究活動を円滑かつ効果的に推進するために、大学設置基準等の各種法令が定める十分な校地・校舎を整備・確保することはもとより、防災並びにバリアフリーの観点からも適切な施設・設備の充実に努める。加えて、様々な場面での学修や教育研究活動を通じて、学生と教職員が共に切磋琢磨し人間的な成長と実り豊かなキャンパスライフを実現できるように、「学生本位」の教育研究環境等の整備を心がける。

1. 校地・校舎及び施設・設備等の整備

- ・学生の学修と教職員の教育研究活動等に必要校地・校舎等の施設・設備の充実に努める。また、校舎及び施設・設備の維持管理、そして安全性及び衛生面の管理について計画的に取り組む。
- ・防災及びバリアフリー等への対応を推進し、快適なキャンパス環境の整備に努める。
- ・情報通信技術（ICTの環境）の整備、ネットワーク機器等の充実に努めるとともに、情報倫理の確立に取り組む。
- ・学生の自主学修、主体的な学びを促すための環境整備として、パソコン自主利用室やラーニングコモンズの整備に努める。

2. 図書館、学術情報サービスの整備

- ・図書館情報ネットワークシステムの整備と有機的連携により、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の効率的な運用とサービスの提供に努める。
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他大学の図書館とのネットワークの整備により、学生の学修と教職員の教育研究活動の活性化に努める。
- ・十分な座席数の確保、利用時間や図書の貸出等のサービス改善により、学生の学修に配慮した図書館の利用環境となるよう努める。
- ・図書館や学術情報サービスを提供するための専門的知識を有する者を適切に配置する。

3. 教育研究活動

- ・教職員の教育研究活動を促進するため、個人研究費や研究助成等の制度を運用するとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を促すための組織的支援を講じる。また、学生の学修支援の一環として、SA（スチューデントアシスタント）の整備に努める。
- ・研究室の整備、研究時間の確保、海外留学等、教員が研究に従事するための環境を整備する。

4. 研究倫理

- ・大学としてコンプライアンスや研究倫理に関する研修機会を設ける。また、研究倫理の確立に向けて、本学が定める研究倫理基準に基づき、学内審査を適切に実施する。

5. 教育研究環境等の適切性の検証

- ・教育研究環境等の適切性の検証は、大学、学科ごとに、毎年度末までに実施し、大学改革運営会議に報告するものとする。